

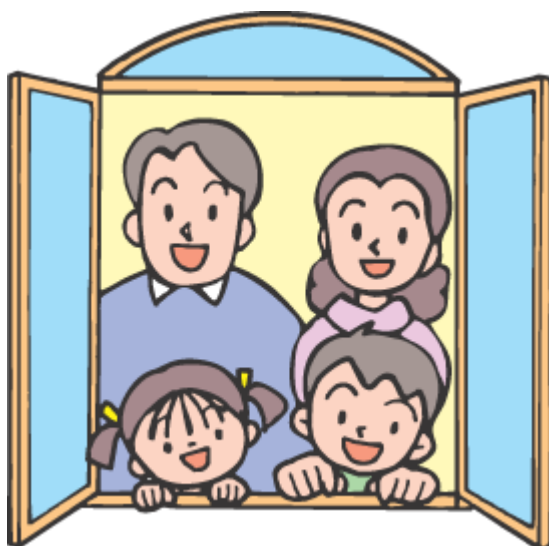
市民が輝く共生・協働・自立のまちづくりを目指して！



共生・協働・自立推進事業補助金

家族が
健康

グループ
で楽しく



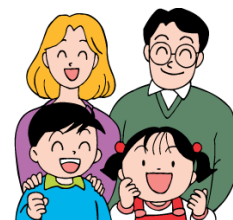
自治会が
いきいき

校区内が
にぎやか

志布志市では、自治会や校区内が、いつも元気でいきいき、にぎやかで、活力ある地域づくりを目指して、「共生・協働・自立推進事業補助金」により、皆様の地域づくり活動を支援します。これは、本市が進める「市民が輝く 共生・協働・自立のまちづくり」の施策の一つとして取り組みます。

お問い合わせ
志布志市役所
本 庁

コミュニティ推進課 地域コミュニティグループ
TEL 099-472-1111 (内) 341



市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業補助金

問：補助事業の対象は？

答：本来行政が行うべき事業を、市民等で構成する団体から提案されるモデルとして位置づけられる事業が対象となります。

また、当初は、部分的な取り組みであっても、年次的に、市民に広くサービスの提供が可能な、特に公共性の高い事業が対象となります。

例えば…

●広報

- ・声の市報・議会だより作成事業

視覚障害者向けの録音テープによる声の市報・議会だよりの作成等

- ・FM等を利用した市政情報発信事業

●消防・防災

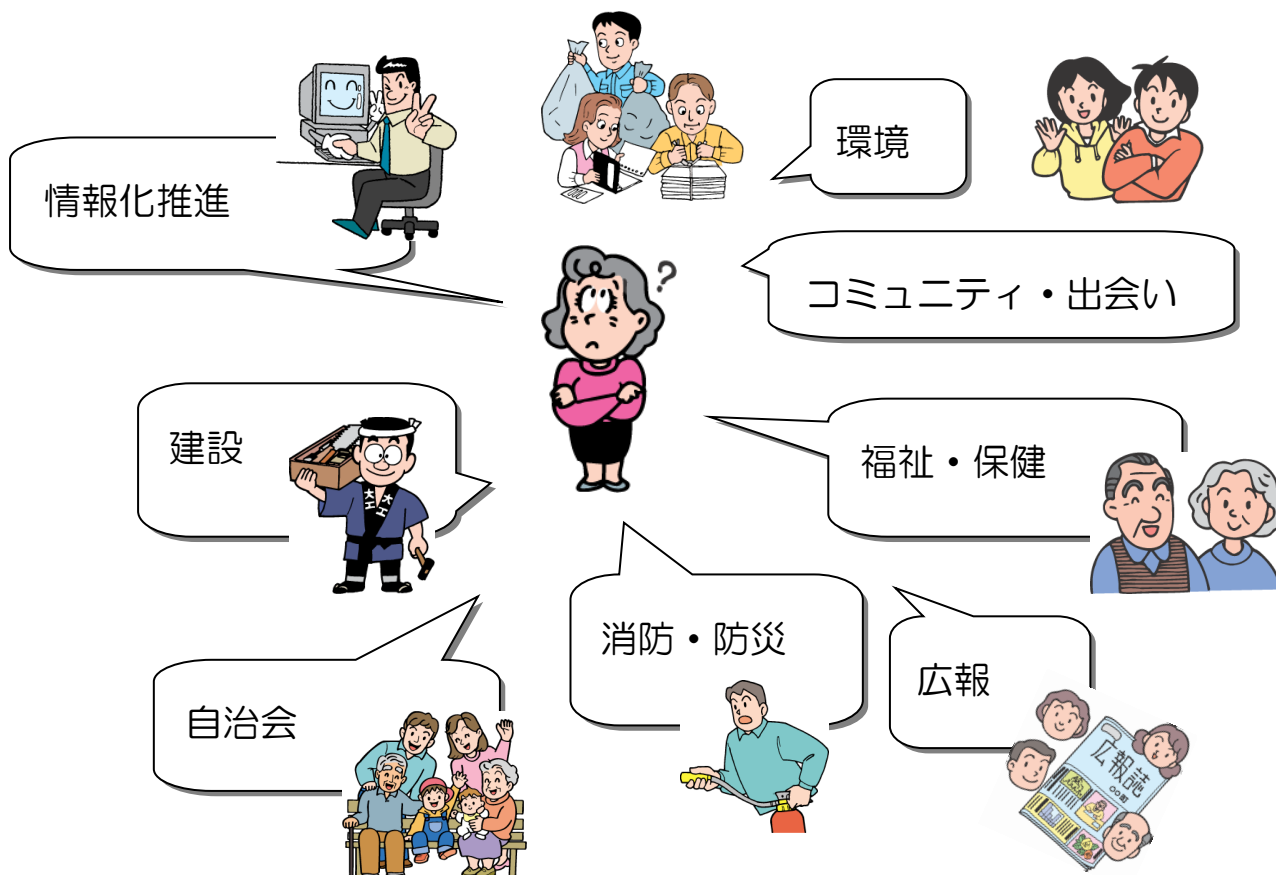
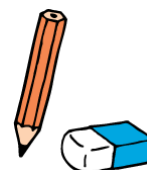
- ・災害時情報発信事業

FM等を利用して、災害時のリアルタイムな情報を市民に伝える等

- ・自主防災組織等の防災リーダー養成講座事業

- ・AED講習事業

各学校等に配置されたAEDの取扱いを先生、保護者、地域住民に指導



●情報化推進

- ・パソコン出張サポート事業

初心者や高齢者等の自宅へ要請に応じてパソコンの指導に伺う

●環境

- ・市内の水質調査事業

市内の水源や川等の水質調査



●コミュニティ・出会い

- ・市民コミュニティサイト運営事業

志あふれる「志民」参加型のコミュニティサイト運営

- ・出会いサポート事業

しぶし愛ネットの運営

出会いの場をお世話するサポートスタッフ連携

●福祉・保健

- ・独居老人等声かけ事業

- ・心配事相談事業

子育てや高齢者や障害者等に関するサポート

- ・健康づくり相談事業

地域を定期的に巡回して健康相談や、インストラクターによる健康体操の実施



●建設

- ・道路等維持管理事業

市内の道路の草払いや軽微な維持補修

など



問：助成の内容は？

答：認定された事業の対象経費（3万円以上）の全額を補助金として助成します。ただし、補助金の上限は50万円です。

なお、国・県・市の他の補助制度の対象となる事業、市から委託された事業、特定の個人又は団体の利益を目的とした事業は除きます。

人件費、食糧費、団体の経常的な運営維持管理費、用地取得費などは、補助対象外となります。

ただし、事業の実施に直接必要な者（アルバイトを含む。）に係る人件費のうち、補助対象経費の総額の4分の1までは補助対象とすることができます。



問：助成の対象者は？

答：助成の対象となる団体等は、下記の要件をすべて満たすことができる団体です。

10人以上で組織された団体（責任者が明確であること）

事務所が市内にあること。

まちづくり、地域づくりに関連した活動を、継続できる団体。

政治活動・宗教活動を目的とする団体でないこと。

事業の企画立案から実績報告まで、自ら行うことができると認められる団体であること。



問：申請はどうすればいいの？

答：市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業提案書に、①事業計画書 ②事業収支計画書 ③団体の概要・活動実績調書 ④その他事業に関連した書類を提出していただきます。

令和8年5月15日（金曜日）までに上記の書類の提出をお願いいたします。

書類審査、公開審査による審査会を実施、補助金交付の有無を決定します。

※申請書は志布志市ホームページ「志布志市共生・協働推進事業」の申請書ダウンロードのところから出力できます。

問：補助金の支払いはどうなるの？



答：交付決定後に、概算払申請をすることができます。その場合、補助金の残額は、事業実績報告後に補助金確定を行い精算します。精算の結果、返納があった場合は返納通知書をお渡ししますので、指定の金融機関にて速やかに返納をお願いします。事業実施後は事業実績報告書、決算書の作成・提出をお願いします。



②共生・協働・自立の市民活動支援事業補助金

問：補助事業の対象は？

答：共生・協働・自立の社会づくりの担い手となりうる、自治会や市民グループ等自らが企画し、自主的、継続的に取り組む公共性のある地域づくり事業が対象となります。

問：助成の内容は？

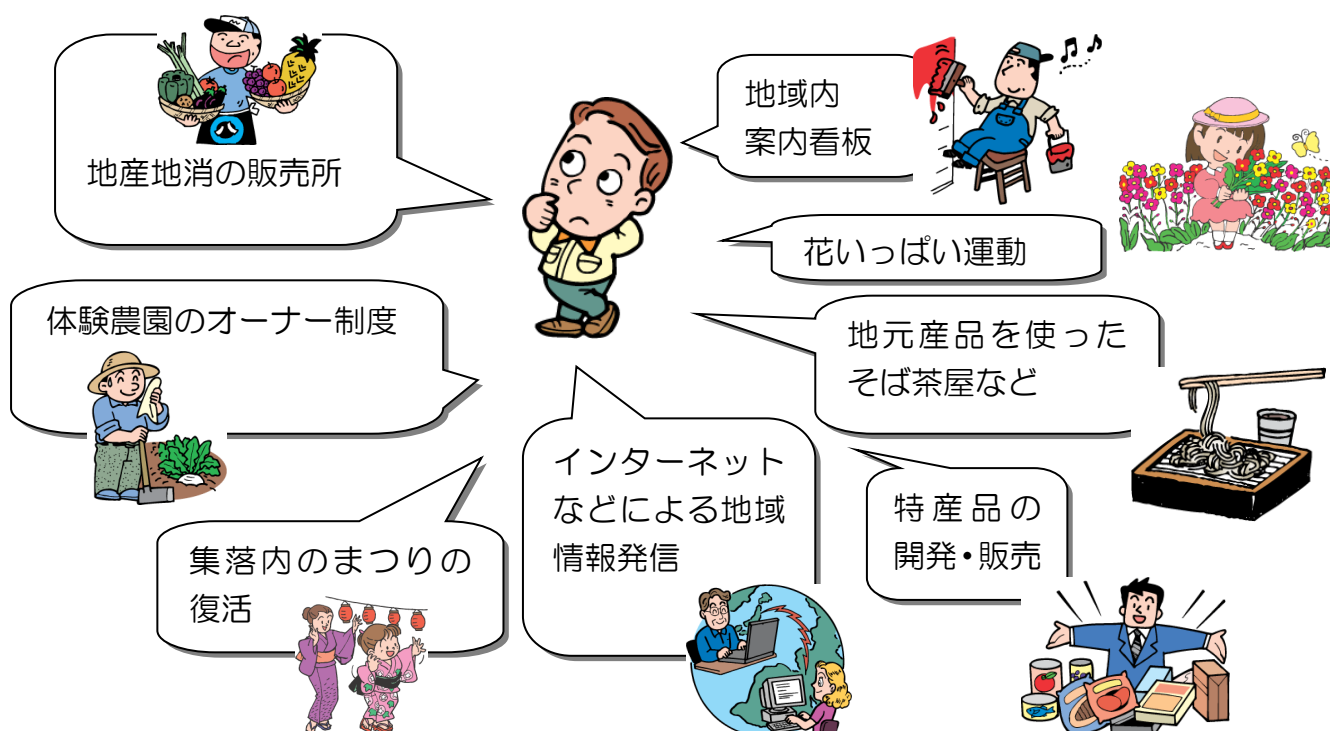


答：1団体につき1年度1事業とし、回数に応じて助成率は下がりますが、同じ事業に対し通算3回まで申請が可能です。

- 1回目：事業の対象経費の3分の2（上限10万円）を助成
- 2回目：事業の対象経費の2分の1（上限7万5千円）を助成
- 3回目：事業の対象経費の3分の1（上限5万円）を助成

ただし、事業の対象経費は3万円以上とし、農林産加工・販売場は、上限50万円で1回のみ助成となります。

人件費、食糧費、団体の経常的な運営維持管理費、用地取得費などは、補助対象外となります。



問：助成の対象者は？

答：助成の対象となる団体等は、下記の要件をすべて満たすことができる団体です。

5人以上で組織された団体（責任者が明確であること）

※小グループや自治会単位を対象に考えています。

事務所が市内にあること。

まちづくり、地域づくりに関連した活動を、継続できる団体。

政治活動・宗教活動を目的とする団体でないこと。

事業の企画立案から実績報告まで、自ら行うことができる認められる団体であること。



問：申請はどうすればいいの？

答：志布志市補助金等交付申請書に、①事業計画書 ②収支予算書 ③その他事業に関連した書類を提出していただきます。内容を審査したのち、補助金交付の有無を決定します。申請は、随時受け付けています。

※申請書は志布志市ホームページ「志布志市例規類集」の志布志市補助金等交付規則のページから出力できます。



問：補助金の支払いはどうなるの？

答：交付決定後に、概算払申請をすることができます。その場合、補助金の残額は、事業実績報告後に補助金確定を行い精算します。精算の結果、返納があった場合は返納通知書をお渡ししますので、指定の金融機関にて速やかに返納をお願いします。

問：地域コミュニティ協議会事業との関係は？

答：地域コミュニティ協議会が実施する事業は地区まちづくり計画を作成し、それにもとづいて地区の住民を対象として事業が実施されます。本事業は広く市民を対象とする公共性のある地域づくり事業が対象となります。



志布志市では、共生・協働・自立推進事業により、元気な地域づくりを応援します！